



CoCoCarat 式

海外生活の前に絶対読んでおきたい！

ゼロからの 海外生活準備編



※掲載されている画像や文章等の無断転載はご遠慮下さい

売り手市場と呼ばれながら、就職がなかなか決まらない……。

ワーキングプアの増加といった問題を抱える日本の就職市場。

一方、外に目を向けると、2050年には総人口が7.8億人に達すると予測される東南アジア。成長著しい東南アジアでは、日本企業も多く進出し、**慢性的に人材不足**が続いています。

それぞれの国で抱える雇用課題。

我々は、国を跨いでこの問題を解決したいという想いでサービスを立ち上げました。

CoCoCarat という名前には、今「ここから」新しい一歩を踏み出す、海外に出る。

そして、ダイヤモンドのように貴方らしく輝いて欲しい。という意味合いを込めた宝石の単位である「Carat」を組み合わせて名づけています。

また、Cという言葉には、

career, chance, cheer, choice, change, challenge などの言葉の意味も込めており、海外でチャレンジしたいという思いを、具体的に行動に移していただけるようなサポートを心がけています。

このガイドブックは、ほんの一部ですがお役にたてればと思い作成しております。

あなたの海外生活の一歩にお役立ていただければ幸いです。

CoCoCarat 運営事務局

目次

■ 出発前の海外渡航チェックリスト	4
■ 渡航関係	5
1：パスポート(旅券)手配	5
2：渡航のためのビザ申請	6
3：航空チケット	6
4：渡航直後の宿泊先確保	7
■ 公的機関	7
1：海外転出届	7
2：在留届	8
3：国民健康保険証の返却	9
4：納税管理人の届出	11
5：国民年金の任意加入届出	12
6：住民税の手続き	16
7：雇用保険の手続き	17
8：戸籍謄本の入手	18
■ お金関連	20
1：クレジットカード作成	20
2：国際 Cash カード作成	22
3：銀行の国際サービス	23
■ 保険・医療	25
1：健康診断	25
2：予防接種	25
3：生命・医療保険の手続き	26
■ 子供・教育	27
1：転校・退学届け	27
■ 自動車	28
1：国際運転免許証の取得	28
2：自動車の海外移送	29
3：自動車保険の中断	30
4：海外での自動車購入	30

■引越し	31
1：海外引越しの準備	31
2：不用品の処分	32
■公共サービス	33
1：郵便局への転送届け	33
2：電気・ガス・水道・電話の契約解除	34
■その他	34
1：インターネット	34
2：携帯電話	35
3：前職の在籍証明書	36
4：学校の卒業証明書	37
5：無犯罪証明書	37

■ 出発前の海外渡航チェックリスト

■ 渡航関係	チェック
1 : パスポート(旅券)手配	
2 : 渡航のためのビザ申請	
3 : 航空チケット	
4 : 渡航直後の宿泊先確保	
■ 公的機関	
1 : 国民健康保険証の返却	
2 : 納税管理人の届出	
3 : 国民年金の任意加入届出	
4 : 住民税の手続き	
5 : 雇用保険の手続き	
6 : 戸籍謄本の入手	
■ お金関連	
1 : クレジットカード作成	
2 : 国際 Cash カード作成	
3 : 銀行の国際サービス	
■ 保険・医療	
1 : 健康診断	
2 : 予防接種	
3 : 生命・医療保険の手続き	
■ 子ども・教育	
1 : 転校・退学届	
■ 自動車	
1 : 国際運転免許証の取得	
2 : 自動車の海外移送	
3 : 自動車保険の中断書	

■引越し	1：海外引越しの準備	
	2：不用品の処分	
■公共サービス	1：郵便局への転送届け	
	2：電気・ガス・水道の契約解除	
■その他	1：インターネット	
	2：携帯電話	
	3：前職の在籍証明書	
	4：学校の卒業証明書	
	5：無犯罪証明書	

■渡航について

1：パスポート(旅券)手配

●パスポートの残存有効期間に注意しましょう！

パスポートには有効期間がありますが、この残存有効期間が外国に入国する際に足りないと入国ができないことがあります。国・地域によって決まっている残存有効期間が異なります。一般的には3ヶ月か6ヶ月が多いようです。

●パスポートの有効期限が足りない。更新はいつからできる？

パスポートの残存有効期間が1年未満であれば、そのパスポートを返納して新たにパスポートの発給を申請することができます。また、ビザを取得されている方は旧パスポートから貼り付けられないので、新旧のパスポートを持っておく必要があります。

●海外滞在中にパスポートの有効期間が切れます。どうすればいい？

パスポートの残存有効期間が1年未満となった時などに、海外にある日本大使館又は総領事館にて切替ができます。その際に必要な書類を事前に確認しておきましょう。

パスポートの残存有効期間が1年未満であれば、そのパスポートを返納して新たにパスポートの発給を申請することができます（但し、返納するパスポートは失効し、残っていた有効期間は新しいパスポートの有効期間には加算されません）。また、ビザを取得されている方は旧パスポートから貼り付けられないので、新旧のパスポートを持っておく必要があります。

● 出入国のスタンプやビザを貼ったりするスペースが残っていません。どうすればいい？
パスポートを返納して、新たに申請し直すか、査証欄の「増補」をすることができます。査証欄の「増補」は1回のみ可能です。

2：渡航のためのビザ申請

● 海外移住に必要なビザ(査証)とは？

海外移住の形態によりますが、就労をする場合はワークビザ(就労ビザ)、結婚して移住する場合はパートナービザ(配偶者ビザ)、学生であれば学生ビザが一般的に必要になります。リタイアメントビザ(退職者ビザ)もその一つですが、就労ができない国・地域が多いようです。

● どのビザ(査証)を取得すればいいのか？

就労するためには基本的にはワークビザが必要であり、海外移住予定者がどのようにワークビザを取得するかが課題となっています。

方法としては、現地の企業から仕事の依頼(ジョブオファー)をもらいワークビザをサポートしてもらうのが一般的です。もちろん国・地域ごとに制度や内容が異なるので確認が必要です。詳しくは各国の在外公館/大使館サイトをご覧ください。

ビザ情報は改正が多いので、サイト情報は参考程度に留めておいた方がいいでしょう。

3：航空チケット

● 渡航する際の航空チケットはどうすればいいのか？

就労先企業が用意してくれるのであれば望ましいですが、自分自身で用意しなければならないケースもあります。ご自身で用意できる方は問題ありませんが、なるべく負担を減らした

い場合は格安航空券を購入することが良いのではないのでしょうか。

最近ではLCCなど、インターネットで簡単に検索することができるので、探してみてください。

4：渡航直後の宿泊先確保

●最初はホテルが一般的

CoCoCaratでは現地不動産会社を紹介しています。しかし、現地渡航前に契約できるかは手続き次第となる可能性が大きいです。一般的には渡航前に物件の目安をつけておき、渡航後に現地確認などが多いと想います。また、面接選考時に時間を作り、その際に確認することができるのであれば、そちらをオススメしています。入居できるまで、数日の時間を要する場合がありますので、その間は利便性を考えてホテルを利用することが多いです。

■公的機関

1：海外転出届

●海外移住のための海外転出届

国内での行政手続をする上で最初に決めなければいけないのが、海外転出届を提出するかどうかでしょう。海外転出届とは国内での引越しに伴う転出届と同じで、通常は海外に長期滞在(一年以上)をする場合に「海外転出届」を住民票のある市役所に提出することができます。

●海外転出届の手続き方法

出国の原則2週間前から市役所の住民登録窓口で受付けています。市町村によって若干異なりますが、基本的に海外転出届という届出はなく国内での転出届に海外の住所等を記入します。住所が確定していない場合は、国/都市名のみで構いません。パスポートが必要な場合もあるそうなので、提出をする前に市役所に確認しておく方がいいでしょう。

●海外転出届は義務ではない

海外転出届は義務ではありません。そのため、さまざまな理由で海外転出届を提出されない方も多いようです。ただし、市役所等によっては対応が異なることがあるので注意が必要です。※特に海外転出届を出さないことを推奨している訳ではありません。

●海外転出届を出すかどうかの違い

【海外転出届を出した場合】

1. 翌年から所得税・住民税の納税義務がなくなります。
2. 国民年金への加入義務がなくなります(任意加入は可)。
3. 国民健康保険/健康保険の加入義務がなくなります。
4. 原則としてクレジットカードは新しく作成できません。
5. 原則として生命保険/医療保険などの保険に新たに加入できません。

【海外転出届を出さない場合】

1. 原則として所得税/住民税の納税が必要になります(海外で得た所得も申告が必要)。
2. 国民年金は加入義務となります。
3. 国民健康保険は加入義務となります。

2：在留届

●海外移住のための在留届

海外移住後に旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。海外移住前の手続きは必要ありませんが、海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースがあった場合に所在地や緊急連絡先を確認して援護するために必要な情報です。

●在留届の届け出方法

海外移住後に住所等が決まったら、「在留届電子届出システム(ORRnet)」から在留届を提出することもできます。また、「在留届」用紙による提出(FAX、郵送、領事館などへの持

参)も可能となっています。また、海外滞在が3か月未満の方も提出可能なのでホテル・短期滞在アパート等が分かれば届け出をオススメします。

3：国民健康保険証の返却

●海外移住時の国民健康保険

国民健康保険は、被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に関して必要な保険給付等を行います。例えば病院や診療所で治療費を払いますが、原則3割負担（高齢者1割）で済んでいるはずです。通常、残りの7割を国(保険料を負担している国民)が負担しています。

対象者は一般的に会社員等が加入する健康保険や船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合および私立学校職員共済組合以外で市町村の区域内に住所を有する人は全員加入する必要があります(厳密には対象者の区分有り)。つまり、海外転出届を出している海外移住者は加入できないこととなります。

●国民健康保険に任意で加入できるのか？

国民年金の場合と異なり、国民健康保険は任意で加入する制度がありません。海外転出届を出した海外移住者は、国民健康保険から脱退することとなります。そのため、海外転出届を出すかどうか(住民登録を抹消するかどうか)が重要となります。

●国民健康保険の手続き方法

海外移住の前に会社を退職される方は、先に国保へ切り替える手続き(14日以内)が必要となります。社会保険の喪失日(退職日の翌日)以降にお住まいの市区町村で「資格喪失証明書」か「雇用保険の離職票」を準備して手続きをします。

海外移住の時に国民健康保険被保険者証を市役所の窓口に戻却しますが、海外転出届を出すと再就職の場合のような「国民健康保険被保険者資格喪失届」は必要ありません。保険者(管轄)が市町村であるため、海外転出届が届出の代わりとなります。

●海外では国民健康保険が使えない。その場合はどうするのか？

海外転出届を出した場合は加入できないため、移住される国の公的保険か私的保険に加入することをオススメします。但し、公的保険はワークビザや永住権が必要な場合がほとんどです。

日本の旅行傷害保険は旅行を前提にしているため、原則、海外移住(1年以上の滞在等)のような場合は対象外となっているようです。移住される前に現地の医療状況や保険の仕組みを把握した方がいいでしょう。

●海外移住先の移動で、海外でケガや病気をしたら？

国民健康保険で海外でケガや病気をしてしまったときは、「海外療養費」を請求することができる場合があります。ただし、この海外療養費は日本国内での同様のケガや病気をして治療を受けた場合を基準(標準額)にして決定します。そのため、現地で日本に比べて非常に高い治療費でも日本の標準額では低い支給額になることがあります。

一方、海外転出届を出している場合は国民健康保険が適用とならないため、一般的には海外旅行保険(90日間は有効)になる場合もあります。その他、海外転出日を現地到着後にしておくという方法も考えられます。

●国民健康保険の負担額

国民健康保険料は国民年金のような定額ではなく、世帯主(本人)を含む世帯の所得によって異なります。市町村によって計算方法が若干違いますが、一般的に総所得金額等(前年1月～12月)を元に算定基礎額が決まり、それを基準として所得割額と均等割額が算出され平等割額と40歳から64歳までの被保険者には介護額が加算されます。一般的には4月に金額が確定し、6月頃に納付書が送られ翌年3月までの10回で納付か、口座振替で支払います。自分で金額を計算するのは大変なので、市役所の担当課に聞くと世帯ごとの負担額を教えてくださいることができます。

●海外移住者は任意継続被保険者になれるのか？

海外移住の前に会社を退職すると、その翌日から健康保険の被保険者資格が喪失します。しかし、他の健康保険に加入することが原則なので、通常は国民健康保険などに加入することになります。その他にも会社の「任意継続被保険者」になるという方法があります。

健康保険の被保険者期間が継続 2 ヶ月以上あり、退職の翌日から 20 日以内に手続きをすれば、退職後も継続して 2 年間は任意継続被保険者として健康保険に加入する事ができます。但し、任意継続被保険は国民健康保険と同様に海外転出届を出した場合は加入できません。

●国民健康保険と任意継続被保険は、どちらがお得？

国民健康保険と任意継続被保険とでよく比較されるのが保険料。海外移住される前や海外転出届を出されない方が悩まれる問題かと思います。一般的には任意継続被保険の方が安くなりますが、ご自身でご確認していただく必要があります。

4：納税管理人の届出

●確定申告とは？

確定申告とは、1年間(1月1日～12月31日まで)の所得金額から計算して得られる税金を計算して納付する制度です。原則として2月16日から3月15日までの間に、管轄の税務署に確定申告書を提出します。通常、会社員の場合は給与やボーナスから源泉徴収され、年末に年末調整されるため、基本的に確定申告の必要はありません。

●海外移住前の確定申告

年の途中で退職されたり、海外移住をされる方等は原則として確定申告が必要となります。出国時期にもよりますが源泉徴収をされていた方は前年所得によって税額が決まってくるため、給与・ボーナスからの天引きで税金を払いすぎている可能性があります。

●海外移住前の確定申告の方法

方法としては、①出国の日までに納税管理人の届出を提出し、翌年2月16日から3月15日までに申告する、②納税管理人を選定せずに、出国の日までに当年度の確定申告書を提出する、となります。納税管理人は、確定申告書の提出や税金を実際に納付する等を非居住者に代わって行います。

●納税管理人とは？

納税管理人とは親族等の代理人が納税管理人となり、本人に代わって納税します。納税を代理する人がいない場合は会社や税理士さん等を指定することができます。届出は管轄している税務署で提出します。

●海外移住後の確定申告

仮に日本で不動産の貸し付けによる所得や譲渡所得など所得等の国内源泉所得があった場合は、1年以上の予定で海外転出届を出されている方でも、出国後(転出日)に関わる所得税については日本で納税する必要があります。同時に滞在国の税法に則った税務申告が必要となります。海外転出届を出されていない方も確定申告が必要となります。

●海外移住後の確定申告の方法

日本の税務署は原則として海外とのやりとりしませんので、通常は納税管理人を決めて申告することになります。出国前に納税管理人を決めて届出をしておく必要があります。

●海外で e-Tax が使えるのか？

インターネットが普及している時代ですが、国内では e-Tax と呼ばれるネット上での確定申告は海外からは使用できません。本人が e-Tax 上で作成した書類を郵送することは可能なようですが、提出期限や方法には注意が必要となります。

5：国民年金の任意加入届出

●国民年金とは？

公的年金には、3種類あり、日本国内に住所のあるすべての人が加入を義務づけられています。その一つが国民年金になります。

国民年金・・・日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人。

厚生年金・・・厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する全ての人。

共済年金・・・公務員・私立学校教職員など。

つまり、日本国内に住所登録をされていない海外移住者は加入義務がないということになります。そのため、海外転出届を提出すると住民登録が抹消されるので、国民年金の手続きは

不要となります。但し、地方自治体によっては住民票と連動していない場合があり、個別に年金課に行かれることをオススメします。

●国民年金（正式には老齢基礎年金）をもらうためには？

原則、国民年金保険料を支払っていることが前提となりますが、年金の受給資格期間である25年間（300ヶ月）を最低でもクリアしている必要があります。仮に20歳から60歳までの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から年間で満額（平成24年度約78万円）受け取ることができます。

また、年金の支給開始は一般的に65歳からですが、自動的に年金が支給されるわけではありません。年金を受け取るためには「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」（年金請求書）を年金事務所等に提出することが必要となります。

●国民年金を海外で受け取れるのか？

国民年金を受け取ることができるようになったとき、海外の現地銀行口座で受け取ることができます。海外に居住して年金を受け取る場合は、届書「年金の支払を受ける者に関する事項」に必要事項を記入して届出をします。その他に滞在国が租税条約を締結している場合は別途、届け出が必要となります。

●今まで払ってきた分の年金はもらえないのか？

国民年金の加入義務がなくなった時点で、今まで支払ってきた分の年金はもらえないのか？ということをおられるかもしれませんが、日本国内に住所を置いていない期間は加入している期間として取り扱う（いわゆるカラ期間）になり、この期間分の年金額は少なくなります。最低25年間という必要な加入期間に含めるということになります。

●国民年金に任意で加入する方法がある？

日本国内に住所がない場合は国民年金の加入義務がありません。但し、将来の生活が不安など、さまざまな理由で年金の加入を続けたい方もいらっしゃるでしょう。そこで国民年金に任意で加入することができます。任意加入をすることで少なくなるはずだったカラ期間分も年金額に反映させることができます。

●任意加入の手続き方法

これから海外移住される方はお住まいの管轄する市役所へ。現在、海外在住者は年金事務所にて届け出ます。納付方法は、本人の代わりに国内にいる親族等の協力者が納付する方法と日本国内に開設している預貯金口座からの引き落とす方法があり、加入日の月から支払う必要があります。

また、海外から転入する場合も転入日が加入日となります。国民年金保険料は1か月当たり15,250円です（平成26年度）。また、扶養者がいる場合は各自で届け出が必要となり、特に配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となります。

●気をつけたい国民年金の免除・猶予・追納制度

国民年金保険料の支払いが経済的に難しい場合、手続きをすることで保険料の免除や納付猶予が出来ます。免除や猶予になった期間は年金の受給資格期間（25年間）に算入されます。免除に限り、受取の年金額が納める金額により少なくなります。

また、受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納）をすることができます。しかし、この制度は任意加入をしている場合は使用することができません。

つまり、転出届を出している海外移住者は免除や納付猶予ができないということになります。逆に、転出届を出していない場合は免除や納付猶予が出来る可能性があるということです。これが転出届を出さない理由の一つになります。

●気をつけたい国民年金の免除・猶予・追納制度

時効（原則2年）で納めることができなかった（未納）国民年金保険料について例外的に過去10年分まで納めることができます。

しかし、任意加入の申し出がなかった場合は未納には当たらないため、後納制度を使用することができません。既に海外生活をされている方の中にはカラ期間分の年金額を増やすために、後から保険料を納付すればいいと考えている方もおられますが、そもそも任意加入を申し出していないと後納は出来ないので注意が必要です。

●国民年金の大切な役割(障害年金と遺族年金)

国民年金というと将来の年金支給が取り上げられますが、別の大切な役割があります。それは障害年金と遺族年金です。

障害年金は病気やケガのため、一定の障害状態にある間に支給される年金で、遺族年金は本人が亡くなったとき、亡くなった方によって生計維持されていた一定の要件を満たすご遺族に支給される年金です。

支給要件などをご確認いただきたいのですが、万が一のリスクも考慮した上で、任意加入をするかどうかを決める方がいいでしょう。

●国民年金と社会保障協定の関係

社会保障協定とは海外に勤務する日本人を対象に年金の掛け捨てや保険料の二重払い等を防ぐ目的で国同士が取り決めです。例えば海外勤務をすると、日本と源泉国(勤務先の国)で二重に社会保障制度に入ることになるので、いずれ日本に帰国する場合は無駄になってしまいます。

そこで、この場合は日本の社会保障制度を継続して、勤務先の国では年金加入を免除しよう！などという仕組みを取り決めているそうです。

まずは日本と給与が発生する国(勤務先の国)に社会保障協定が結ばれているか、が問題となりますが、平成25年8月の時点ではドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、イタリア、アイルランド、ブラジル、スイス、インドとなっています。

但し、日本に帰国することが前提なので派遣期間の基準は原則5年以内と定められているようです。日本の会社から派遣されて海外勤務をされていた方は通算期間になっているか等を確認した方がいいでしょう。

●国民年金と租税条約の関係

租税条約とは簡単に言うと国同士で税の支払いをどちらの国で払うのか？等を決めている条約です。例えば協定相手国に居住している人が日本の年金を受給する場合、年金に対する所得税は年金条項のある租税条約を締結している場合、協定相手国で課税対象となり日本では

非課税となる場合があります。締結していない場合は日本と相手国の両国に税金を納めなければならない可能性があります。

相手国で申請する場合は、日本年金の申請書は相手国の実施機関に備え付けてあるそうです。その申請書を相手国の実施機関に提出します。日本で申請する場合は、協定相手国の期間を通算して要件を満たすこと、日本の年金事務所または年金相談センターに日本年金の申請書を提出します。

現在はドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイスと協定を結んでいます。

6：住民税の手続き

●住民税の支払い義務

海外転出届を提出すると、住民登録が抹消されるので住民税の支払う義務はなくなります。但し、1月1日現在で住民登録されている市役所で住民税の課税対象及び前年の所得に応じて課税金額が決まるため、年の途中で海外転出届を出しても1年分の支払いが必要となります。

例えば住民税の区切りは6月～翌年の5月分なので、平成25年1月1日時点で海外転出日とした場合は、平成25年1月～5月に加えて平成25年6月～平成26年5月分までの住民税を支払う必要があります。そのため、年末年始に向けて海外転出届を出される方は転出日に注意しましょう。

●住民税の納付方法

会社に勤めている場合は、前年の所得から計算して6月から翌年の5月までの1年間にかけて毎月分の給与から天引きをされています。通常、毎年6月に税額通知書が自宅に送付されます。長い緑枠の書かれた通知書です。会社に勤めている場合は会社経由で届きます。納付方法は市町村や金融機関などの窓口で行い、納期は6月・8月・10月・1月の4期となりますが、まとめて支払うこともできます。

●住民税に減額・免税はあるのか？

例えば大阪は府民税ですが、前年の所得と特別の事情によっては、申請することで、減額・免除されるようです。但し、特別の事情が必要ですし、市役所(管轄)によって対応が異なるのが実情です。

7：雇用保険の手続き

●海外移住前の雇用保険制度

会社を退職後、すぐ海外移住をされない場合は雇用保険の手当が受けられる可能性があります。通常、雇用保険の基本手当の給付日数は、離職理由や年齢、被保険者であった期間及び就職困難者かどうかによって決まっています。まず、離職票の提出と求職の申込みを行った日（受給資格決定日）から通算して7日間の待期期間があり、自主退職の場合は一般的に3ヶ月の給付制限期間などがあります。その期間と受給金額、受給までの流れを考慮した上で、海外移住計画を立てましょう。

●海外移住後の雇用保険制度

原則として給付制限期間後は4週間に1度、失業の認定(失業状態にあることの確認)をハローワークにて行う必要があるため、海外移住後の受給はできない訳ではありませんが難しいといえます。

●再就職手当

退職後、すぐに再就職しない場合は、基本手当(いわゆる失業保険)が給付されます。但し、すぐに再就職してしまうと給付があるので、給付を受けてから再就職してしまうことは就職意欲をそぐこととなります。そこで基本手当を受給する前や途中で再就職した人に手当が支給されます。それが再就職手当です。

では、海外で就職した場合ですが、日本国外の企業で日本の雇用保険制度に則ってなければ支給されません。これは再就職手当の要件に雇用保険の被保険者資格取得が明示されているためです。そのため、現地採用でも現地法人の社員である場合、日本の本社社員ではない為に雇用保険原則として適用されません。

●受給期間延長の手続き

通常、雇用保険の受給期間は離職の翌日から1年間と限られており、離職してから一年を超えてしまうと雇用保険の給付が受けられなくなります。但し、60歳以上の定年等による離職や、病気やケガ・妊娠・出産・育児・病人の看護・配偶者の海外赴任に伴う同行などの理由ですぐに働けない場合は、雇用保険の基本雇用保険の受給を保留しておく受給期間延長の手続きができる可能性があります。

受給期間を延長すると通常1年の受給期間を最大3年間(又は1年間)伸ばすことができますが、受給日数が増えるわけではありません。上記の理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1か月以内に住所又は居所を管轄するハローワークに届け出なければなりません。必要な書類や手続き方法は、お近くのハローワークでご確認ください。

●是非、活用したい教育訓練給付制度

海外移住の前に少しでもスキルアップや習い事をして海外生活で活用したいという方もいらっしゃると思います。そのような場合に教育訓練給付制度があります。教育訓練給付制度は、原則として一定期間、雇用保険被保険者であれば教育訓練給付対象の講座を受講し、給付の手続きすることで可能になります。

給付金額は平成25年度で受講料の20%、ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。手続きは受講修了日の翌日から一ヶ月以内に申請書などをハローワークに提出します。要件のひとつに受講開始日に被保険者ではないが、被保険者資格を喪失した日(退職日の翌日)から受講開始日までの間が1年以内という規定があります。そのため、退職後でも教育訓練給付制度が使える場合があるので、うまく活用しましょう。

8：戸籍謄本の入手

●海外移住のための戸籍謄本

戸籍に記載されている「全員」の事項を写したものが戸籍謄本です。戸籍には、日本国籍を有する者の氏名生年月日などの基本情報と結婚や離婚、転籍などの重要事項が記載されています。

●住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票の違い

よく混同されるのが、戸籍謄本・戸籍抄本などでしょう。事前に必要な提出書類には何が必要かを確認しておく必要があります。

ワード	意味
住民票	現在のお住まいの住所が記載されているもの
戸籍謄本	戸籍に記載されている「全員」の事項を写したもの
戸籍抄本	戸籍に記載されているうちの「一部の人」のみの事項を写したもの
戸籍の附票	戸籍に入っている人の住所履歴を表す書類

●海外移住前に戸籍謄本などを取り寄せておきましょう

海外居住時に戸籍謄本などの公文書が必要になった場合、手続きや取り寄せまでの日数が大幅にかかってしまうことがあります。永住権やワークビザ、学生ビザの申請などの際に戸籍謄本などが必要なことがあるので、海外移住前に取得しておくことをオススメします。翻訳は、現地で依頼するか日本で翻訳文書を用意されても良いと思いますが、取得から使用するまでに期間がある(届出先による)と無効になるため、有効期間の確認が必要です。

●海外から戸籍謄本の取り寄せはできますか？

戸籍謄本を海外から取り寄せできるかどうかは管轄している市町村により様々です。直接、取り寄せができない場合は、日本に住んでいる家族に取り寄せてもらい海外へ郵送してもらう方法になります。

●日本からの転入時に必要な戸籍の附表

戸籍の附票は、国外から日本に転入した際に必要な書類となります。本籍の置いている市役所から取り寄せる必要があります。

■お金関連について

1：クレジットカード作成

●現地のクレジットカードと日本のクレジットカードを使い分ける

世界の主なクレジットカード会社は、主に下記のものが挙げられます。

- ・ VISA
- ・ MasterCard
- ・ JCB
- ・ American Express

世界中のどの店舗でも使えるのが VISA と MasterCard です。いずれかを持っておくと便利でしょう。

●日本で作成したクレジットカードを持参するときの注意点

日本で作成するクレジットカードは、世界各国にくらべて上限額が高めに設定されています。クレジットカードをつくるのであれば、1枚は日本で発行するのがベスト！！
しかしながら、日本のクレジットカードを持参する際には、注意するポイントが3つあります。

1：海外に住みながら日本国内銀行の決済口座の残高管理をおこなう必要があること。

2：カード利用明細書の受取方法を確認すること。

3：カード更新時に、新カードの受取方法を確認すること。

以上の3つが挙げられます。

残高管理や明細書の管理などはインターネット上でもできますし、カードの受け取りも有料ではありますが、海外赴任者向けのサービスでカバーすることができます。あらかじめ、チェックしておきましょう。

●現地でもクレジットカードを作成する

また、海外移住をする際は日本で作ったクレジットカードだけを持参するのではなく、現地でもクレジットカードを作成することをおすすめします。その理由として、現地でクレジットカードを作ると、以下2つのメリットがあるからです。

1：手数料を安く抑えることができる

2：為替の変動が少ない

一方で、デメリットは限度額が低いということが挙げられるので、限度額が高い日本のクレジットカードと用途によって使い分けるとよいでしょう。

●クレジットカード選びのポイント

クレジットカードによっては、海外旅行保険が付いているカードもあります。保険が付いているクレジットカードを持っているからといって安心しきらず、保険期間と利用条件の確認をするようにしましょう。また、保険の内容もカードによって異なるので事前チェックが必要です。

【保険期間】

90日間のものが多くありますが、60日間のものもあります。

【利用条件】

「自動付帯」と「利用付帯」があります。自動付帯とはカードを持っているだけで、海外渡航中いつでも保険が適用されます。利用付帯は、海外渡航、国内での移動料金をクレジットカードで支払った場合のみ、保険が適用されます。自動付帯であれば問題ありませんが、利用付帯の際は保険が適用されない場合があるので注意しましょう。また、ゴールドのクレジットカードだと、空港のラウンジを使用することができたり荷物を自宅まで無料配送してくれるようなサービス付きのものもあります。空港ラウンジを使用したいという方は、カードの種類によってはラウンジ利用可能な国が変わってくるので、あらかじめチェックするとよいでしょう。

2：国際 Cash カード作成

●国際キャッシュカードとクレジットカードの違い

国際キャッシュカードはクレジットカードのキャッシングと異なり、日本の銀行口座から、その都度、残高内で現金を引き出すことができます。一般的に「キャッシング」は引き落とし日までに金利がかかる“借金”というイメージがありますが、国際キャッシュカードは日本の ATM と同じで、キャッシュカードを海外の ATM に入れて暗証番号と引き出し金額を入力するだけなので、日本と同じ感覚で現地でお金を引き出せます。

●国際キャッシュカードとプリペイドキャッシュカードの違い

よく比較されるプリペイドキャッシュカードですが、プリペイドは普通預金の銀行口座が必要ありませんが、国際キャッシュカードの場合は普通預金の銀行口座がなければ作成できません。大きな違いはありませんが、ATM からの引き出し金額が国際キャッシュカードの方が多くなっているようです。もし、すでにお持ちの銀行で国際キャッシュカードを発行している場合は検討されても良いかもしれません。

●国際キャッシュカードのメリット・デメリット

メリットとしては多額の現金を持ち歩かなくて良い、現地で銀行を開設しなくても良い、日本に帰国する際に現地通貨を日本円に両替しなくても良いなどがあります。逆にデメリットは、1日(1回)の引き出し限度額が低いこと、そして通常、現金を引き出す際に VISA や MASTER が定めたレート+3~5%に加えて、一般的に引き出し手数料(100~200円程度)がかかります。引き出し金額や回数によっては、クレジットカードを使うほうが安くなる場合があります。銀行口座を開設したくない場合はプリペイドキャッシュカードを作成する方法もあります。

●国際キャッシュカードを使う際の注意点

海外の ATM では、連続して数回暗証番号を間違えた場合や操作にとまどい、一定時間以上放置した場合など防犯のために、ATM がカードを吸い込むことがあります。銀行によっては吸い取られたカードはそのまま破棄され、新たにカードを発行しなくてはなりません。

国際キャッシュカードの場合はプリペイドキャッシュカードと異なり、現地で再発行が出来ない場合がほとんどなので、特に注意が必要です。

3：銀行の国際サービス

●海外移住後の日本の銀行口座

住民登録を抹消した方(非居住者)は、原則として日本の銀行口座(外資系銀行含む)の継続ができず、新たに口座を開設することができません。銀行によっては海外在住でも使用できる場合もありますが、海外勤務や海外出張などの目的で滞在している帰国予定のある人が前提です。但し、現実にはクレジットカードやローンの支払いなどで、住所を実家に移し、日本に銀行口座を残したまま海外移住をされる方が多いようです。

●住民登録を抹消しない場合の日本の銀行口座

住民登録を抹消されない方は、特に手続きは必要ありませんが、海外勤務など日本に帰国が前提の方は海外での金融サポートを受けられるサービスがあります。例えば、東京三菱 UFJ 銀行では「グローバルダイレクト」、三井住友銀行では「SMBC ダイレクト・グローバルサービス」などがあります。事前の連絡をしておきましょう。

●海外移住前に口座開設をしておいた方がよい日本の銀行

海外に送金する場合に送金手数料が気になるところです。銀行によって海外送金手数料はさまざまですが、多いところで数千円程度かかるとされています。

そこで、オススメする銀行が楽天銀行です。楽天銀行は海外送金手数料が 750 円と格安です。その他にも海外の中継銀行や受取銀行の手数料、円から現地通貨に両替する際に発生する両替費用などさまざまな費用がかかるので単純に比較できませんが、送金手数料が少ないのでお得です。

その他にも残高証明の英文翻訳が必要な場合は、通常、日本から書類を取り寄せなければいけません。住信 SBI ネット銀行ではオンラインで英文の残高証明書を出力可能です。住信 SBI ネット銀行の口座開設をしておくことをオススメします。

●海外移住後の海外での銀行開設

海外移住後は現地会社からの給与や税金の支払い・年金の受取などで銀行口座が必要となってきます。一般的には現地での住所が必要なため、渡航後に現地で海外口座を開設します。一部の銀行では日本から口座開設ができたり、下見や旅行時に口座開設ができる国もあります。

●海外にある銀行口座の預金利子

日本の居住者である限りは、世界中のどこで得た所得でも一定額を超えた場合は申告する必要がある全世界所得課税です。銀行の利息については、日本とその国の間で「租税条約」があれば、10%前後の源泉徴収される場合があります。雑所得が年間20万円以下は不要とされています。また、非居住者の場合は日本国内の所得に限定されているため(国内源泉所得)、居住国のみの申告となります。

●海外にある銀行口座開設のための語学力

一部の銀行では日本人スタッフが在駐している場合がありますが、基本的には英語などで開設する必要があります。口座開設のために仲介会社を使った場合でも、通訳や援助者の同行を認めていない銀行もあるので注意が必要です。ただし、開設後の取引はネットバンキングがメインになるので、会話を求められる機会は少ないと思います。

●休眠口座の取り扱い

海外の銀行では口座での取引が無い場合はインターネットバンキングができなくなることがあります。そのため、口座開設だけをして放置しておく、いざというときに使えなくなる場合があるので注意が必要です。残高照会だけでは取引にカウントされず、預金の預入か引き出しや振込みを実際には実行しなければいけない場合があります。

●海外移住後の証券会社の取引口座

住民登録を抹消した方(非居住者)は、一般的に証券会社の取引口座を解約し、新規での口座開設はできません。開設にあたっては、銀行口座(原則、非居住者は維持できません)や国内の住所などが必要になるためです。そのため、海外から日本の証券会社のインターネット口座を使用して、株などの売買をすることは難しいでしょう。

■保険・医療

1：健康診断

- 海外で病気で困らないためにしておくこと

海外生活で気になるのが、健康問題。海外移住前には、できれば健康診断を受けることをオススメします。渡航先によってはビザの申請時に健康診断を義務付けている場合があります。

- 健康診断の受け方

会社にお勤めのご本人は会社での定期健康診断を受けられているかもしれませんが、一緒に同行されるご家族も健康診断を受ける方がよいでしょう。受けられる内容にもよりますが、各診療機関で約7,000～10,000円で受診できますが、残念ながら保険はつかえません。但し、自治体によっては補助が出る場合があるので、まずは各市役所等で確認しましょう。

- 特定健康診査の活用

一緒に同行されるご家族が40歳～74歳の被扶養者(配偶者など)は全国健康保険協会が加入者の家族向けの特定健康診査を費用の一部を負担してもらえる可能性があります。主に生活習慣病対策になりますが、レントゲン検査も特別価格で受けられる場合もあるようです。うまく活用しましょう。

2：予防接種

- 受けておきたい予防接種

渡航される国の中には予防接種を推奨しているところもあります。必要な予防接種は、そこでの滞在期間や目的によりますが、事前の情報収集が必要です。

- 海外渡航時の医薬品の携帯

現在使用されている医薬品が持ち込み可能かどうかは、現地国の医薬品に関する法規制が異なるため、詳細については在駐外国公館に確認することをオススメします。また、トラブルを避けるために英文の薬剤証明書を主治医に依頼することや医薬品の商品名ではなく一般名を控えておくといいでしょう。

●受けておきたい歯科検診と治療

海外では虫歯の治療費が高いことがよく知られています。海外旅行保険では虫歯治療は補償外になっており、必要に応じて特約をつられる場合があります。海外移住を予定されている方は歯科検診や治療を計画当初から受けておくことをオススメします。

3：生命・医療保険の手続き

●海外移住後、生命保険/医療保険はどうすればいいのか？

まず最初に海外転出届を出して住民登録を抹消されている方は海外移住後に日本の生命保険や医療保険に加入することはできません。その代わりに、現地国の生命保険や医療保険に加入することになります。ただし、移住後は永住権がなければ旅行者扱いになるので、保険料も比較的高めに設定されていることが多いようです。ただし、既に日本で保険料を払い続けていれば契約は移住後も有効です。

●外で保険金などを請求することになったら？

海外移住中に保険金を請求する場合は、日本の代理人に手続きをしてもらう、日本に帰国して手続きを行う、海外から直接手続きを行う方法があります。病院などからもらった領収書などは保管しておきましょう。また、各保険会社によって対応が異なるため、緊急でない場合は事前に支払いに関して確認しておくとう面倒が省けます。

各保険会社には「海外渡航のてびき」が用意されていることがあり、海外渡航の届けを出すことで適用になることがあるので確認しておくといいでしょう。また、海外移住後に日本に帰国しなければいけない状況がでてくるかもしれません。そのためにもコストにもよりますが、日本の保険は解約せずに契約を継続しておくほうが望ましいと思います。

●日本の生命保険/医療保険の支払いはどうするのか？

既に参加している保険に対して、移住後も保険料を支払い続ける必要があるため、代理人による支払いや口座引き落としやクレジットカードで支払うことが一般的です。将来に渡って保険料を支払い続けるために、まとまったお金が必要になるので保険の見直しをオススメします。

●生命保険/医療保険の見直し

保険の見直しですが、本人の意思や家族構成を考慮した上で、ご自身で必要な保険を決める方法もあります。また、無料でファイナンシャルプランナーなどの専門家に診断してもらう方法もあり、専門家に依頼するメリットは現状だけではなく将来予想されるライフイベント(結婚、出産、予想される病気の種類など)に適した保険の提案してもらえます。

■子供・教育

1：転校・退学届け

●学校の転校・退学手続き

海外赴任や海外移住などが決まった段階で、まずは子どもさんが通う学校を選ぶ必要があります。海外では「現地の学校に通うケース」と「日本人学校に通うケース」、「インターナショナルスクール」に入学することが考えられます。海外赴任の場合はいずれ日本に帰国することが前提なので、日本人学校に通わせることが一般的なようです。

現地の学校に通う場合は事前に入学試験や入学条件などを現地の学校に確認することになりますが、学区などの情報(学区内に住んでいないとその公立校に入学できない等)は手に入りにくいので、留学エージェントなどを利用することになります。また、海外では日本と学期が異なることがほとんどなので、入学時期を考えなければいけません。

学校への手続きとしては、子どもが通う学校に「海外への転校又は退学」の連絡と必要書類の確認を行います。手続きについては各学校に規定があると思いますが、海外の学校に通わせる場合は「転校」ではなく「退学」の手続きになる場合があります。

●外での学校入学のために必要な書類の確認

「現地校（公立・私立）」/「インターナショナルスクール」/「日本人学校」などによって必要とされる書類が異なることがあるので、事前に入学を予定する学校で必要な書類を確認する必要があります。通常、「予防接種証明書（親子手帳/母子手帳）」と英文に訳した「成績表や出席表」が必要になります。

希望する学校の願書を提出し、合格通知を受けた後は、学生ビザ取得の為に必要書類の作成が必要になります。入学に際しては、健康診断や各種許可証、留学用保険などが必要になります。準備に時間がかかるので、早めに入学に関わる情報や必要書類を調べておくとい良いでしょう。

●無料で日本の教科書を受け取る

海外子女教育振興財団では、これから海外移住する小・中学生のために無料で日本の教科書を配布しています。日本の教科書を受け取るには、通学している学校から「転学児童・生徒教科用図書給与証明書」を入手します。その証明書を財団に提出しますが、海外で使用する教科書の配付は子どもの出国の約2か月前からとなっています。

出国前に教科書を入手できなかった場合や既に海外に居住している場合は、在外公館(大使館、領事館)を通じて無償で日本の教科書を手に入れることができます。各在外公館で手続き方法・申込受付期間が異なりますが、教科書下巻の申請時期は配布される年の3月から4月頃、新年度の教科書の申請時期は配布される前年の8月から9月頃の申請となります。

ただし、この無償配布は主に海外赴任に伴う転校を対象としているため、海外永住の場合は教科書の無償給与の対象とはなりません。別途、窓口で教科書を購入することが可能です。

■自動車

1：国際運転免許証の取得

●国際運転免許証の基本

国際運転免許があれば、どこの国でも運転できるわけではありません。原則としてジュネーブ条約加盟国であれば運転が可能なので、まずは移住される国が加盟国であるかを確認する必要があります（東南アジア：フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール）。次に、国際運転免許証の有効期限は1年です。1年以上海外で滞在される方は、日本の運転免許証を現地の国の免許に切り替えるか、試験を受けて現地の免許を取得する必要があります。

●国際運転免許証を取得するには？

日本の運転免許証の有効期限内であれば、取得は各都道府県の指定警察署かや運転免許センターなど可能です。混雑の状況にはよりますが、通常30分程度で取得ができます。いざという時のために取得がされる方が多いようです。

●国際運転免許証の別の使い道

海外では身分を証明するものとしてはパスポートがありますが、長期滞在中、パスポートを常に持ち歩いていることは現実的には難しい場合があります。万が一の時に役立つのが国際運転免許証です。もちろん、運転するための証明ですが、写真が付いているため、身分の証明として使用できる場合があります。但し、長期滞在をされる方は、一般的に現地の住所が記載されている免許証に切り替える方が良いでしょう。

●海外でも日本の運転免許証で運転できる？

日本の国際運転免許証の使用は認められておらず、台湾では日本の運転免許証で運転ができます。但し、免許証原本と同時に、その免許証のJAFが作成した中国語翻訳文を携帯することにより、台湾入国から一年間、台湾内で自動車等を運転することができます。

2：自動車の海外移送

●自家用車を持ち出す前に知っておくこと

まずは、現地国が左側通行か右側通行かによって手続きや変更の手間が異なってきます。個人で輸出も可能ですが、面倒な作業やトラブルを避けるためにも専門業者や海運業者に依頼する方が良いでしょう。インターネットなどで業者を探すことができます。

海外移住のために自動車を手放さざるを得ない場合があります。海外移住が決まったら保険の解約などの手続きが必要になるために早めの廃車や売却が必要です。まずは査定金額を出してみても廃車にするべきか売却するかを検討してみましょう。

- 自家用車を海外に持ち出すときの手続き

自動車を輸出しようとするときは、事前(輸出をしようとする6ヶ月前から受付)に運輸支局等に申請して、運輸支局等の発行する輸出抹消仮登録証明書(輸出予定届出証明書)の交付を受け、これを税関に提示して通関を行うこととなります。また、必要な現地国での検査を受ける必要があるため、現地国での税関手続きについて確認が必要となります。届けの代行は行政書士事務所でも取り扱っている場合があります。

- 海外への自動車一時持ち出し(自動車カルネ)

自動車カルネ(正式名"AIT/FIA Carnet de Passages en Douane")は、自家用自動車(含自動二輪)の一時輸入の通関手続を簡素化する書類です。この書類があれば、現地国に登録する必要はなく日本登録のまま外国を走行することができますが、定められた期間内に再輸出しなければなりません。カルネの有効期間は1年間です。

3：自動車保険の中断

- 中断証明書を取得しておく

海外移住のために車を手放す場合や自動車保険は解約する場合は、保険にかかわる等級を残しておくために「中断証明書」を取得しておきましょう。この中断証明書があると、自動車を手放してから10年間に再度、車を取得した時には過去の自動車保険の等級を引き継ぐことができます。中断証明書は保険会社に請求することができます。

4：海外での自動車購入

- 海外移住先で自動車を購入する

日本から持ち込むのには手間やお金がかかるため、海外移住先で自動車を買うことがよくあります。購入方法は日本人向けサイトなどで売りに出されている自動車を見つけます。

但し、個人同士の売買では購入時や購入後にトラブルになるケースが多いようです。できれば自動車修理工場を営んでいる日本人経営の会社があればそこに確認しても良いでしょう。

●グローバル・サービス

JAF に加入されている方は海外旅行中、FIA(国際自動車連盟)に加盟する世界 80 カ国以上の海外自動車クラブからロードサービスや旅行情報提供などのサービスを受けることが出来るため、海外で運転を予定されている方は加入を検討されてはいかがでしょうか。

■引越し

1：海外引越しの準備

●海外引越しの流れ

引越し業者に依頼される場合はサービス内容によって異なりますが、【申し込み】⇒【荷物の梱包・書類作成】⇒【荷物の搬出】⇒【日本の通関】⇒【現地の通関】⇒【荷物の搬入】⇒【移住先】の流れが一般的です。特に海外引越しの場合は搬出入できない荷物の確認や荷物のリスト作成、通関手続きが日本国内の引越しの場合と異なっています。

●海外引越しの方法

海外引越しは主に船便と航空便の2つの輸送方法があります。船便の場合は荷物の総容積(立方メートル)などで料金が決まるため、重い荷物を送る場合に適しています。また、移住先に到着するまでの日数が2～3ヶ月と大幅にかかるため、現地到着後にその荷物を使用したい場合には向いていません。

一方、航空便の場合は基本的に荷物の重量(キロ)などで料金が決まります。到着するまでに日数は船便よりも早く数週間ですが、費用が高くなります。

●不用品の処分

国内・海外引越しに関わらず不用品が出てしまうもの。実家に送ったり、買取をお願いすることになるでしょう。特に海外引越しでは重量や大きさが制限されることが多いため、海外移住が決まったら片づけを始めていきましょう。

2：不用品の処分

●海外引越しで不要になったモノを買い取ってもらう

やはり不用品といっても他の人にとっては必要かもしれない。そこで、不用品を業者に買い取ってもらうと意外と高く売れるものが見つかるかもしれません。日本国内での引越しであれば、引越し業者のサービスで不用品の買い取りや引き取りをしてもらえることがあります。たとえば国内引越しであればクロネコでお馴染みのヤマトホームコンビニエンスの不用品買取サービスがあります。引越のタイミングで回収してもらえるので手間もかからず、さらにモノによっては廃棄手続きや廃棄料金の負担がなくなることもあります。

最近では不要なモノをダンボールに入れて送るだけで査定してもらえる業者も多いので便利です。

とにかく買取業者を選ぶ際には、どのような買取りに強いのかを調べてみるとよいと思います。ただ実際に引越しされた方は分かると思うのですが、荷物の処分に大切な時間を取られてしまっていることがよくあります。売ったお金を手に入れることも大切ですが、処分方法で貴重な時間をムダにしないようにしないといけません。

●海外引越しで不要になったモノを自分で売る

不要になったモノをなるべく高く売りたい場合は、個人で売却する方法もあります。海外引越しまでに時間がある場合や手間を考えてでも高く売りたい場合には有効な方法です。個人売買といえば、Yahoo!オークションや楽天オークションがあります。

ただオークションには連絡のやり取りや、入金の確認そして品モノの発送などと色々手間がかかります。海外引越しが決まった段階では思うような時間が取れないので、慌てて損をしないように日頃から早い段階から不要なモノをオークションにかけておくとよいです。

■公共サービス

1：郵便局への転送届け

住所の英語表記方法

英語の住所は県名ではなく番地が一番最初に来ます。日本の住所の書き方とは順番が逆になっています。例として、国会議事堂の住所を変換してみました。

日本語表記:〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

英語表記:1-7-1 Nagatacho Chiyoda-ku Tokyo, 100-0014, Japan

※マンション名・部屋番号などがある場合は先頭に記載します。

例：#123 gijidou-apart

●日本から海外へ郵便物を送る

日本から海外に郵便物を送る場合は色々な方法があります。料金や届くまでの日数を考慮した上で選択をしましょう。郵便局から書類などを送る場合は定型/定形外、小包であれば主にEMSという国際スピード郵便で送ることができます。発送方法として船便やエコノミー航空(SAL)便などがあり、それぞれの詳細な料金や方法異なります。

●インボイス

インボイスとは、物品を送るときに税関への申告・検査などで必要となる書類です。また、相手国での輸入通関をする際に必要となりますので、郵便などで荷物を送る場合にはインボイスをつけることとなります。例えば、海外在住時に日本のご家族から荷物を送ってもらう場合が考えられるので、インボイスの用紙や書き方を事前に伝えておくといでしょう。

●日本語の住所で海外から手紙を送る

手紙を日本に送る場合に日本の住所を英語表記にしないで、日本語で住所を記載し、「JAPAN」(できれば赤字)と表に書いておくと日本の住所宛に届くことがあります。すべての手紙がその方法で届く保証はないので注意が必要ですが、確かに現地国の担当者がJAPAN以外の所を見ている可能性は少なそうです。

●郵便局への転居手続き

日本国内への転居の場合は、現住所の配達を受け持つ郵便局へ転居届を出します。1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送してもらえますが、海外には転送されません。また、更新される際には、再度、お近くの郵便局の窓口・郵送・インターネットで転居届を出せますが、提出者本人の確認が必要になる場合があります。

2：電気・ガス・水道・電話の契約解除

●契約解除手続き

お住まいの自治体によって解約方法が異なります。電力会社、水道局、ガス会社に連絡し解約の方法について聞いておきましょう。この辺りは一般的な引っ越しと変わりません。

いずれもストップする1週間前から2～3日前までに連絡しておけば、当日精算にきてくれます。電力会社やガス会社、水道局の連絡先・「お客様番号」などは、領収書に記載されていますのでチェックしておきましょう。電話代の精算は、取りはずしの工事が終わったあとになるので、出発の2週間くらい前までに連絡しておくといいいでしょう。

■その他

1：インターネット

●海外生活でインターネットは必需品

短期旅行や下見の場合は、最低限、滞在するホテルやコンドミニアムでインターネットが使えるかどうかを確認すれば良いと思います。ただ、海外移住となると現地の住居にインターネットの設備があるかどうか、また無い場合はインターネットの契約をどうするのかを事前に調べておく必要があります。その際に必要な容量ですが、動画を見られる方であれば月に8～10G(ギガ)、メールや検索などであれば月に1～2G(ギガ)で十分でしょう。使用頻度に個人差があるので、参考程度でお願いします。

●携帯電話でインターネットに接続する

一般的に日本で発売されている日本のスマートフォン携帯でもインターネットに接続することができます。日本の携帯電話会社によってプランは異なりますが、一般的に「海外パケット放題」というサービスがあり、インターネットに接続する費用が定額で済むのが特徴です。

●海外 WiFi レンタルサービス

海外 WiFi レンタルサービスとは、海外で定額でインターネットに接続ができるルーター(機器)を貸し出してもらえるサービスです。目的の渡航先で使えるかどうかを確認する必要がありますが、下見や旅行などの短期滞在の場合は便利です。先ほどご紹介した携帯電話会社の「海外パケット放題」というサービスもありますが、この海外 WiFi レンタルはパソコンでアクセスできるので、非常に便利です。接続にかかる費用は会社によって異なりますが、1日あたり最大で1,000円前後が多いようです。

●海外 WiFi レンタルサービスの申し込みと受取・返却方法

海外 WiFi レンタルは色々な会社があるので、料金や目的に応じて会社を選ぶと良いと思います。受取は自宅に郵送か空港で受取ができ、返却は空港でもできるので便利です。また、料金は原則としてクレジットカードでの支払いとなります。

●日本への一時帰国時のときにも便利

意外と便利なのが、日本に一時帰国する場合です。日本の実家にインターネットを使用する環境がないなどの場合に日本の主要空港で、WiFi ルーターを借り、現地に戻るときに日本の空港で返却することができます。一時的なインターネットの使用に適していますが、国内を対象としている事業者どうかを確認して、レンタルしましょう。

2：携帯電話

●携帯電話

最近では日本の携帯電話が海外で使用できるようになっていますが、電話会社や機種により各種設定をする必要があります。まずは使用したい携帯電話が海外で使用できるかどうかを調

べ、次に自分の契約が海外通話に対応しているかを確認します。但し、通話料が高くなるので、海外で長期滞在される方は現地で携帯を購入され、現地の通信会社と契約することが一般的です。

●気をつけたいポケット通信

ポケット通信とはインターネットや携帯電話を含めたデータ通信で主に使われている通信方式です。インターネットでレストランなどを検索する場合などで使われます。最近は海外でもポケットし放題といったサービスがあります。

●海外で日本の iPhone は使えるのか？

日本のソフトバンクや au など販売されている iPhone には「SIM ロック」(電話番号を特定するための固有の ID 番号)がかかっています。SIM ロックがかかっていると、特定の通信会社のみしか使用できません。直接、上記の会社と契約していれば使用できますが、現地の通信会社との契約はできません。そのため、現地で SIM フリーの携帯を購入されることが多いようです。また、SIM ロックを解除することは国によって違法となります。

●海外で日本の iPhone が使用可能になりました

最近まで日本で購入した iPhone には SIM ロックがかかっており、海外では携帯電話としては使用できませんでした。しかし、アップル公式サイトで販売している iPhone では SIM ロックが解除されており、海外で現地の通信会社と契約して使用することができるようになりました。

3：前職の在籍証明書

●在籍証明書の準備

学校を卒業して初めて就職する先が海外の現地法人であれば必要がない証明書ですが、もし日本で勤務していた経験があるのであれば、前職の在籍証明書が英語版で必要になる場合があります。面倒ですが会社を辞める前に在籍証明書の英語版を用意してもらうと良いです。

下記はサンプルとしてご覧ください。

EMPLOYMENT CERTIFICATE

Name :
Address :
Date of birth :
Date of Employment :
Work Place :
Job Title :

I hereby certify that the above employee works at the above (Office or Company)

Date :
signature (会社社判)

4：学校の卒業証明書

●卒業証明書の準備

最終学歴の証明書の提示を求められます。これも英語版で求められますが、卒業した学校に問合せすれば問題なく英語版の卒業証明書を手に入れることがほとんどです。

5：無犯罪証明書

●海外移住のための無犯罪証明書

長期滞在に関わるビザ(査証)や永住権、留学、就業等の場合や資格等を取得する場合等、さまざま理由で滞在国から求められる日本国内での居住・滞在期間中における犯罪経歴を記した書類が、無犯罪証明書(犯罪経歴証明書、警察証明書)です。

●日本での無犯罪証明書の申請

申請は警視庁・道府県警察本部で申請でき(警察署では申請できません)、指紋を採取するため本人が申請する必要があります。主な必要書類は、①有効期限内の旅券(パスポート)、②証明書の発給事由に該当するかの確認に資する文書、③身分証明書です。発給までの期間は申請受理後、約10日から2週間かかり、本人または代理人が受け取れますが、郵送はできません。

ここで問題になるのが②でしょう。留学、就業等などが決まっていれば発給事由の文章がありますが、査証(ビザ)申請書などがあれば、個別に対応してもらえる可能性があるのですが、まずは警察本部の各担当者に相談した方が良いでしょう。詳しくは各警察本部にお問い合わせください。

●海外での無犯罪証明書の申請

在外公館から申請する場合は、外務省を経由して警察庁への発給取次を行っているため、入手までに概ね約2ヶ月～3ヶ月かかるとされています。必要な書類は日本国内とほぼ同じですが、戸籍の正確な住所が必要となる場合があるため、日本から戸籍謄本など持参しておく良いでしょう。

特にビザ(査証)申請などに急に必要となる場合、申請から取得までに約2～3ヶ月かかるため、無犯罪証明書が必要かどうかを事前に確認しておきましょう。日本でも海外からでも費用は無料です。

●無犯罪証明書取得後の注意点

犯罪経歴証明書(警察証明書)の入った封筒は表書きに「開封無効」に記載され、開封すると無効とされることがあるので、注意が必要です。また、現地国に提出しない場合は返納の義務があります。現地で証明書が必要と分かった場合は、すぐに申請手続きを開始することをオススメします。

■おわりに

以上、海外渡航についての基礎知識をご紹介しましたが、ガイドブックの内容はお役に立ちましたでしょうか？

海外での就職・移住をお考えのあなたにとってお役立ちいただければ幸いです。

また、我々CoCoCaratでは東南アジアに特化した就職・移住支援を行っておりますので、もし一人では不安だなという場合は、お気軽にご相談ください。

ここからは東南アジアについて少し触れたいと思います。

一昔前までは治安が悪い、貧しい、汚い、ゴチャゴチャしているといった東南アジアもこの10年で劇的に変化をし、今も変化し続けています。

公共交通機関が整備され高層ビルが立ち並び、大型のショッピングモールがどんどんと建設されています。日系企業も1万社以上進出し、シンガポールやタイのバンコクなどはすでに大都会です。

日本人の移住先としても今断然人気なのは東南アジアであり、これはビザが取りやすい国が多いというのもありますし、物価が安いという理由もあります。

そして今まさに東南アジア各国では、日本人を採用したいという求人ニーズが非常に高い状況にあり、移住の大チャンスです。

しかしあと数年もすると、自国民の雇用を守るためにビザ要件が厳しくなってくる国が増えていく可能性も大いに有ります。

